

第3弾!!  
大人の休日

～安心の添乗員同行～



滝上町方面の方も  
ご参加しませんか?

日本一のひまわり畑を見に行こう!!

# 北竜・ひまわりの里

## 日帰りバスツアー

7月18日締切!

8月1日(木)出発

先着25名様限定!!

お一人様 **9,800円**



一面に広がるひまわり畑に感動♪



ひまわりの里の目玉、  
巨大迷路(有料)



サンフラワー 大浴場



道の駅サンフラワー北竜で  
食事&温泉を満喫♪

画像:イメージ

### もん旅からのおもてなし

- ①バス車内でビンゴゲーム
- ②ミカフェ(お茶・お菓子)
- ③ひざ掛けのサービス
- ④長時間移動でも楽々スリッパをご用意
- ⑤突然の雨でも大丈夫!  
傘の貸し出しサービス

日程	行	程
8/1 (木)	紋別バスターミナル発07:00	道の駅滝上 → 比布大雪SA
	自由散策	昼食&温泉 北竜町ひまわり祭り → 北竜温泉 → 比布大雪SA
	道の駅滝上	紋別バスターミナル着17:30予定

入浴の際はフェイスタオル・バスタオルを持参ください  
旅行代金に含まれるもの: 貸切バス・昼食代・入浴料・旅行保険  
添乗員同行。 募集人員25名(最少催行人員15名)

旅行企画・募集・実施

### 《お問合せ・お申込み》

観光庁長官登録旅行業 第2070号  
ANA 紋別地区総代理店・セールスパートナー店

紋別観光振興公社旅行センター

〒094-0005 紋別市幸町5丁目24-1 紋別バスターミナル内

ウイングトラベル Tel 0158-42-1007  
※遠軽方面の方は上記代理店でも受付可  
(クレジットでのお支払いは致しかねます。)

☎ 0158-23-3100

# ひまわりの里・北竜町の魅力



## ひまわりの里 ひまわり祭り

毎年 7月中旬～8月下旬開催

毎年20万人以上の観光客の方にお越しいただく、北竜町を代表する観光スポット。  
シーズン期間中の7月中旬から8月下旬までは、毎年“ひまわりまつり”を開催しており、23haの広大な畑に150万本のひまわりが咲き誇る様は圧巻の一言。約30種類もの世界のひまわりを鑑賞することのできる世界のひまわりコーナー、ひまわりで作られた巨大な迷路、飲食や買い物を楽しむことのできる観光センターなども併設。レンタサイクルもありますので広い里内も楽々巡ることが出来ます。また花火大会など日毎の様々なイベントも催されています。



## サンフラワーパーク 北竜温泉

昨年リニューアルした天然温泉

泉質（温泉分析書 H28.9.28）  
▶ 泉温：41.1℃（気温20℃）  
▶ 湧出量：260リットル/分（動力湯）  
▶ 知覚的試験：弱黄色微濁、強かん味、無臭  
▶ PH：7.56

### ● 風呂施設：

主浴槽、人工温泉（ひまわりの湯、別府の湯、伊勢保の湯など季節ごとに内容が変化）、ジェットバス、泡のライブ湯、ミストサウナ、高温サウナ、寝風呂

● ボディソープ、リンスインシャンプー：あり

● ドライヤー：あり

● 貸切風呂：なし

● コインロッカー：あり（無料：100円コインが必要ですが、使用後戻ってきます）

● 無料休憩所：あり

● 有料個室（温泉貸室・鍵付き）：

## 北竜町の特産

### ☆ひまわりライス

北竜町のお米のブランド“ひまわりライス”の特徴は美味しいことに加えて、安全安心であること。農薬の使用量を北海道基準から約半分にカット。さらに平成19年に“生産情報公表JAS”を取得し、ホームページ（外部リンク）上で生産者、圃場、使用農薬、肥料成分を確認することもできます。

### ☆ひまわりメロン

### ☆ひまわりスイカ

### ☆黒千石大豆

### ☆田からもち

特産品はサンフラワーパーク北竜内にある売店などでも販売しております。この機会に是非どうぞ♪



画像はすべてイメージです

ご旅行条件書(要約)詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。

### 1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、(株)枝別観光振興公社(以下「当社」という)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は募集パンフレットまたはホームページ・本旅行条件書(以下「契約書面」という。)ご出発前にお渡しする確定書面(以下「最終日程表」という。)および旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」という。)によります。

### 2. 旅行のお申し込み方法

(1)当社は電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約のお申し込み時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は予約がなかったものとして取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円 ～旅行代金まで	12,000円 ～旅行代金まで	20,000円 ～旅行代金まで	30,000円 ～旅行代金まで	代金の20% ～旅行代金まで

### 3. お支払い対象旅行代金

参加される満3歳以上のすべての方に当該旅行代金を適用します。

### 4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈の無い限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税(但し、パンフレットに記載の基準日現在に公示されているものに限ります。)、空港施設料金(空港により必要な場合)。

### 5. 旅行代金に含まれないもの

(1)コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報、電話料、追加飲食等個人的性質の諸費用および、それに伴う税・サービス料  
(2)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金  
(3)パンフレットに記載の基準日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税

### 6. 添乗員・旅程管理

添乗員が同行する旨を表示したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全の為に添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

### 7. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をいただきます。尚、複数人数でのご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客さまからは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

### 個人情報の取り扱いについて

当社及び募集パンフレットに記載の受託旅行業者(以下「取扱旅行会社」といいます)は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの連絡の為に利用させていただきます。お客さまがお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為の手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

### 国内旅行に係る取消料(日帰り旅行の場合)

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除無連絡不参加
	11日前迄	10～8日前迄	7～2日前迄			
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

(2)オプションプランも上記取消料が別途適用になります。

(3)当社の定める申込期限内に、お客さまのご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程の一部を変更される場合にも取消料とみなし、上記の取消料が適用されます。

### 8. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときはお客さまの被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。

(2)手荷物について生じた前(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった時に限り、1人15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

### 9. お客様の責任

(1)お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。

(2)お客さまは当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客さまが次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。①天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止③官公署の命令又は感染症による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的の滞り時間の短縮

### 10. 特別補償

(1)当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりその身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

### 11. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は2019年6月4日を基準日としています。また旅行代金は2019年6月4日現在の有効な運賃・料金・規則を基準として算出しています。

### 12. その他

(1)お客さまのご都合による行程変更は出来ません。

(2)旅館・ホテル等において、お客さまが酒類・料理・その他サービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。

お問合せ・お申込み先

株式会社枝別観光振興公社旅行センター

観光庁長官登録旅行業第2070号

〒094-0005 北海道紋別市幸町5丁目24-1

電話(0158)23-3100 FAX(0158)23-1660